

平成 21 年 2 月 26 日

大阪市監査委員	足 高 将 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 21 年 1 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

1 月 30 日付け新聞で、大阪市平野区喜連東の市有地（都市整備局所管）「いきいき広場」（約 2,600 m<sup>2</sup>）を、過去 4 年余にわたり盆と年末年始の数日間、「いきいき広場」運営委員会委員長が、臨時の駐車場をつくり 1 台につき 1 日 500 円の駐車料金を徴収していたことが報じられた。

もとより、「いきいき広場」は、都市整備局が地域住民のために提供しているスペースであり、「いきいき広場運営委員会」に無償で使用することを許可し、他にゆとりとみどり局が維持管理費を年間 20 万円支給してきた。

普段は、広場の一部がゲートボールに使用されているが、周囲を高いフェンスで囲い施錠をし、一般にだれでも自由に使用できる状態にない。地元住民の話では、これまでも住民が使用を求めても、運営委員長は使用を恣意的に選別してきた。

年に 2 回、盆と年末年始には広場の隣接町会に台数を割り振って、あらかじめ町会から費用を徴収し、町会が実際の利用者から駐車料金を回収していた。しかし、臨時駐車場の収支報告はなく、町会の決算報告書にも記載されず、住民は疑問に思っ住宅管理センターなどに通報していたが、都市整備局や住宅管理センターは調査もせず、住民の声を無視し確認やチェックも怠ってきたものである。また、ゆとりとみどり局も毎年維持管理費を約 20 万円支給しながら、広場の目的に沿った活動や管理の履行確

認を怠り、徒に補助金を垂れ流してきた責任は大きい。

無料での使用許可を得ている市有地を利用して駐車料金を徴収することは、違法行為であり、市は刑事告訴も含めて対処を検討すべきである。よって、監査委員が、市長に対し、違法不当に徴収した過去 4 年分の駐車料金（約 40 万円）を利用者に返還させ、また、広場の維持管理費を少なくとも過去 5 年分（約 100 万円）を市に返還させるなど、関係者に必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。なお、請求期間の 1 年を超えた分については、市職員が違法に管理を怠ってきたものであり、住民監査請求の期間制限を受けない。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、地域団体に対して無償で使用許可されている喜連東いきいき広場（市有地、以下「本件土地」という。）が、盆、年末年始に無断で臨時の有料駐車場として使用されている実態があるなどとして、都市整備局職員らによる本件土地の管理行為や、ゆとりとみどり振興局職員による本件土地関係の補助金支出行為を問題として請求に及んだものと解されるが、そのうち、都市整備局職員らによる土地管理行為を問題とする部分については、そもそも当該使用許可は、行政財産である本件土地の使用を公物管理の見地から許可する行政担当者としての行為であることが明らかであって、本件土地の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらず、住民監査請求の対象となし得るものでない。

また、ゆとりとみどり振興局職員による補助金支出行為を問題とする部分については、請求人において補助金支出行為に固有の違法不当性を摘示主張する必要があるところ、専ら当該地域団体側による駐車料金徴収を違法と主張するばかりであって、「ゆとりとみどり局も毎年維持管理費を約 20 万円支給しながら、広場の目的に沿った活動や管理の履行確認を怠り、徒に補助金を垂れ流してきた」との記載が請求書にはあるものの、補助金支出行為について個別具体的な違法不当性を吟味したとは到底うかがわれず、事実証明書についても、駐車料金領収書の写しを添付しているに過ぎない。

そうすると、いずれにしても、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判

断せざるを得ない。

なお、本件請求自体の判断については前記のとおりであるが、本件駐車場使用については、新聞報道にもあるように、「市は『明らかな不適正使用で言語道断。自治会の運動場使用を凍結することも検討する』としている。」ことから、今後とも、住民が疑念を抱くような事態を招くことのないような公物管理や補助金事務、とりわけ地域団体の指導に努めることが重要であると思われるので、この際あえて所感を付記する。